

国立大学法人東京学芸大学における自家用車の業務使用に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：事務手続きの効率化による様式の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
(使用の手続き)		(使用の手続き)	
第6条 役職員等が自家用車を業務に使用するときは、原則として使用開始予定日の3日前までに自家用車業務使用許可申請書（別紙様式）を旅行命令権者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、事前に申請手続きを行うことができない場合においては、口頭により許可を得て自家用車を使用することができる。この場合においては、使用後直ちに手続き及び報告をしなければならない。		第6条 役職員等が自家用車を業務に使用するときは、原則として使用開始予定日の3日前までに自家用車業務使用許可申請書（別紙様式）を旅行命令権者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、事前に申請手続きを行うことができない場合においては、口頭により許可を得て自家用車を使用することができる。この場合においては、使用後直ちに手続き及び報告をしなければならない。	
〔省略〕		〔省略〕	
別紙様式（第6条関係）		別紙様式（第6条関係）	
自 家 用 車 業 務 使 用 許 可 申 請 書 旅 行 命 令 権 者 殿 年 月 日 所属・職名 氏 名 下記のとおり、自家用車を業務に使用したいので申請します。		自 家 用 車 業 務 使 用 許 可 申 請 書 旅 行 命 令 権 者 殿 年 月 日 所属・職名 氏 名 下記のとおり、自家用車を業務に使用したいので申請します。	
〔省略〕		〔省略〕	
確認事項	☐ 以下全ての項目を確認しました。（□にレ印を付してください） - 使用する自家用車は、任意保険の対人賠償「無制限」、対物賠償「無制限」、人身傷害「1名につき3,000万円以上」の契約を締結しています。 - 自家用車使用開始日において、自動車運転免許取得年月日から3年以上経過しています。 - 使用する自家用車の自動車検査及び12か月定期点検整備がなされています。 - 私は、自家用車使用開始日から起算して過去3年以内に、自動	確認事項	☐ （□にレ印を付してください） - 使用する自家用車は、任意保険の対人賠償「無制限」、対物賠償「無制限」、人身傷害「1名につき3,000万円以上」の契約を締結しています。 - 自家用車使用開始日において、自動車運転免許取得年月日から3年以上経過しています。 - 使用する自家用車の自動車検査及び12か月定期点検整備がなされています。 - 私は、自家用車使用開始日から起算して過去3年以内に、自動

	車運転免許停止以上の行政処分を受けておらず、自らの過失による交通事故も起こしていません。 - 私は、使用期間において過労、睡眠不足、傷病等により運転することが不適当な状態のときは、自家用車を運転しません。 - 上記項目に違反して業務で自家用車を使用した場合、又は本申請書において虚偽の申請が判明した場合、以後、自家用車での業務は一切認められないこと、及び東京学芸大学は一切責任を負わないということを承諾します。また、このことにより重大な不利益を被ることがあっても東京学芸大学に対し異議申し立て等は行わないことを誓約します。	
※ 決裁後、申請者に写しを送付することにより使用許可通知とする。		<u>旅行命令</u> <u>権者印</u>
<u>附 則</u> この要項は、令和8年4月28日から施行する。		

	車運転免許停止以上の行政処分を受けておらず、自らの過失による交通事故も起こしていません。 - 私は、使用期間において過労、睡眠不足、傷病等により運転することが不適当な状態のときは、自家用車を運転しません。 - 上記項目に違反して業務で自家用車を使用した場合、又は本申請書において虚偽の申請が判明した場合、以後、自家用車での業務は一切認められないこと、及び東京学芸大学は一切責任を負わないということを承諾します。また、このことにより重大な不利益を被ることがあっても東京学芸大学に対し異議申し立て等は行わないことを誓約します。
<u>決裁欄</u>	
<u>自家用車業務使用許可書</u>	
上記申請を ☐ 許可する。 ☐ 不許可とする。 年 月 日 <u>旅行命令権者</u> 氏 名 (公印省略)	
※ 決裁後、申請者に写しを送付することにより使用許可通知とする。	